

令和6年8月26日

建物の公費解体に伴う苦情及び対応

輪島市 市民生活部 環境対策課
課長 友延 和義

標記の件について、本市の調査及び事業者の報告に基づき公表いたします。
併せて、今後の再発防止の徹底を行い迅速かつ適切に対応してまいります。

1. 事業者からの報告

施工ミス件数 4件

- 内 容
- ・連絡なしの着手 3件
 - ・物件間違い 1件（着手時立会は実施）

トラブル件数 2件（上記の内数）

- 内 容
- ・連絡なしの着手 2件（業者等からの情報）

2. 対応

- (1) 石川県構造物解体協会から、事実確認し市へ顛末書提出
- (2) 市及び事業者から所有者へ丁寧な説明等を実施
- (3) 石川県及び輪島市工程会議等において、事例報告と再発防止の周知徹底

3. 再発防止対策

- ・苦情やトラブルがあった場合、速やかに市へ連絡するとともに報告書を提出する。
- ・毎週の市公費解体工程会議において石川県構造物解体協会、補償コンサルタント、石川県産業資源循環協会に申請者や住民からの苦情やトラブルが無いか報告を求め、無い場合は以下の基本的事項の徹底、ある場合は事例の共有及び対応内容とその結果報告を提出、対応を指導する。

【基本的事項】

- ・三者立会を担当した解体事業者は、隣家との境界や家財の取り出し希望の有無等の確認事項を、書面にて実際に解体を行う事業者に確実に伝達する。
- ・解体を行う事業者は、着手前に申請者への事前連絡を必ず行うと共に必ず了解を得る。
- ・解体を行う事業者は、着手前に申請者と隣家との境界や家財の取り出し希望の有無等を再確認する。
- ・三者立会を担当した解体事業者が、実際に解体工事を行うよう努める。